［削る。］		
四　廃棄物管理施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［削る。］
［ロ～ニ　略］	［略］	［削る。］
五　［略］	［略］	［削る。］
六　［略］	［略］	［削る。］
七　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］	［削る。］
八　第三十三条の二第一項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
［削る。］	［削る。］	［削る。］
［削る。］	［削る。］	［削る。］
［削る。］	［削る。］	［削る。］
［略］	［略］	［略］
九　［略］	［略］	［略］
十　［略］	［略］	［略］
十一　［略］	［略］	［略］

［２～６　略］

７　第一項の表第二号リ及びヌ、第四号、第八号並びに第十号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第二十六条の三　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

四　保守記録		
イ　廃棄物管理施設の巡視及び点検の状況（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合にあつては毎週一回とする。	一年間
ロ　廃棄物管理施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間
五　［同上］	［同上］	［同上］
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
六　［同上］	［同上］	［同上］
七　［同上］	［同上］	［同上］
八　第二十六条の三の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［加える。］	［加える。］
九　第三十三条の二の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
イ　第三十三条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ロ　第三十三条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ハ　第三十三条の二第二項第二号に掲げる計画	計画策定の都度	第七項に定める期間
十　［同上］	［同上］	［同上］
十一　［同上］	［同上］	［同上］
十二　［同上］	［同上］	［同上］

［２～６　同上］

７　第一項の表第二号リ及びヌ、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第二十六条の三　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十七条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。